

引取業者変更届出書

申請する日付を記入 → 平成30年 9月 1日

(あて先)

川口市長 奥ノ木 信夫

引取業を行う者の
氏名等を記入



(郵便番号) 100-0001

住所 ★★県霞が関市日本8-9-10

氏名 株式会社引取促進

代表取締役 引取 一郎



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 123-456-7890

平成14年4月20日付け第20111999999号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	(事業所名称、所在地の変更) ・株式会社引取促進 川口事業所 ・川口市朝日4-21-33	・株式会社引取促進 川口事業所 ・川口市市青木2-1-1
変更の理由	(事業所名称、所在地の変更) ・平成30年8月20日に事業所を移転したため。	

※ この書類の提出が必要な場合に関しては「自動車リサイクル法登録申請手続き案内〔1〕」3頁を参照してください。

※ 変更内容を確認するため、手続き案内に記載されている書類を添付してください。

(添付書類3)

《記入例》
誓 約 書

申請する日付を記入 → 平成30年 9月 1日

(あて先)

川口市長 奥ノ木 信夫

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第45条第1項の欠格事項について次のとおり誓約します。

欠格事項の内容(根拠条文)		
法第45条 第1項	第1号	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
	第2号	この法律、フロン類の回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
	第3号	第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日から2年を経過しない者
	第4号	引取業者で法人であるものが第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
	第5号	第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
	第6号	引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
	第7号	法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

登録申請者は、上記の欠格事項に該当しません。

誓約者

引取業を行う者の
氏名等を記入



住所 ★★県霞が関市日本8-9-10
氏名 株式会社引取促進

代表取締役 引取 一郎



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

備考 役員は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。